

平成 25 年第 1 回玉城町議会定例会会議録（第 1 号）

招集年月日 平成 25 年 3 月 11 日（月）

招集の場所 玉城町議会議場

開 議 平成 25 年 3 月 11 日（月）（午前 9 時 00 分）

出席議員 1 番 一 2 番 北 守 3 番 坪井 信義
4 番 北川 雅紀 5 番 中瀬 信之 6 番 山口 和宏
7 番 奥川 直人 8 番 山本 静一 9 番 前川 隆夫
10 番 川西 元行 11 番 風口 尚 12 番 小林 豊
13 番 小林 一則

欠席議員 1 番 中西 友子

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	中郷 徹	教 育 長	山口 典郎
総務課長	林 裕紀	会計管理者	前田 浩三	税務住民課長	田畑 良和
生活福祉課長	中村 元紀	上下水道課長補佐	山口 勝	産業振興課長	田間 宏紀
建設課長	松田 幸一	教育事務局長	中西 元	病院老健事務局長	田村 優
総務課長補佐	見並 智俊	教育委員長	加藤 禎一	監 査 委 員	中西 正光

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 辻 誠 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 内山 治久

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 議案第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 5 議案第 2 号 工事請負契約の締結について（農業体質強化基盤整備促進事業勝田 3 号幹線排水路改修工事）
- 第 6 議案第 3 号 玉城町入学祝金支給条例の制定について
- 第 7 議案第 4 号 玉城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 8 議案第 5 号 玉城町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

- 第 9 議案第 6 号 玉城町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 第 10 議案第 7 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について
- 第 11 議案第 8 号 玉城町職員及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害見舞金支給に関する条例等の一部改正について
- 第 12 議案第 9 号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 13 議案第 10 号 玉城町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第 14 議案第 11 号 玉城町敬老祝金支給条例の一部改正について
- 第 15 議案第 12 号 玉城町消防団条例の一部改正について
- 第 16 議案第 13 号 玉城町福祉年金支給条例の廃止について
- 第 17 議案第 14 号 三重県市町総合事務組合理約の変更に関する協議について
- 第 18 議案第 15 号 わたらい老人福祉施設組合の共同処理する事務の変更及びわたらい老人福祉施設組合理約の変更に関する協議について
- 第 19 議案第 16 号 平成 24 年度玉城町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 第 20 議案第 17 号 平成 24 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 21 議案第 18 号 平成 24 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 22 議案第 19 号 平成 24 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 23 議案第 20 号 平成 24 年度玉城町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 24 議案第 21 号 平成 24 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 25 議案第 22 号 平成 24 年度玉城町病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 26 議案第 23 号 平成 24 年度玉城町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 27 議案第 24 号 平成 24 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 28 議案第 25 号 平成 24 年度玉城町下水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第 29 議案第 26 号 平成 25 年度玉城町一般会計予算

- | | | |
|-----|--------|----------------------------|
| 第30 | 議案第27号 | 平成25年度玉城町国民健康保険特別会計予算 |
| 第31 | 議案第28号 | 平成25年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 |
| 第32 | 議案第29号 | 平成25年度玉城町山村振興事業特別会計予算 |
| 第33 | 議案第30号 | 平成25年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 第34 | 議案第31号 | 平成25年度玉城町介護保険特別会計予算 |
| 第35 | 議案第32号 | 平成25年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第36 | 議案第33号 | 平成25年度玉城町病院事業会計予算 |
| 第37 | 議案第34号 | 平成25年度玉城町水道事業会計予算 |
| 第38 | 議案第35号 | 平成25年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算 |
| 第39 | 議案第36号 | 平成25年度玉城町下水道事業会計予算 |

開議の宣告

○議長（風口 尚）ただ今の出席議員数は12名で、定足数に達しております。

よって、平成25年第1回玉城町議会定例会は成立いたしましたので開会いたします。

今期定例会は1番、中西友子議員から会議規則第2条の規定により欠席届が提出されておりますよって、本日の会議は欠席となりますので、ご了承願います。

開会にあたり町長より定例会召集の挨拶があります。町長 辻村修一君

定例会召集の挨拶

○町長（辻村 修一）平成25年第1回玉城町議会定例会開会にあたりまして、一言挨拶を申し上げます。

特に新年度、平成25年の事業推進にあたるわけでありまして、その初心の一端を申し上げ、議員のみな様のご賛同を合せまして、町民のみな様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。東日本大震災から今日でちょうど2年を迎えました。15,881の方がお亡くなりになり2,671の方が行方不明となっております。今なお復旧復興に向けた国等の支援が十分に果たされておらず誠に憂慮すべき状況であります。被災地が1日も早く復興することをお祈り申し上げる次第であります。

また、災害から学び、町民のみな様自身が自分の命を守ることの自助、そして地域での助け合いの共助、更に公助での取組みを一層進めていかなければならないと考えておるところでございます。

昨年12月の衆議院議員総選挙では、自民党が政権奪還を果たしたことにより、自民、

公明両党による連立政権として、第二次安倍内閣が発足しました。安倍内閣は、「経済再生」、「復興」、「危機管理」に全力で取り組み、中でも経済の再生に関しては、アベノミクスとして3本の矢と言われる「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」を同時に展開することで日本経済の再生を目指すとして表明しています。新政権への期待もあり、急激で過度な円高水準から抜け出しつつあり、経済情勢や景気に好影響を与えてくれるものと期待していますが、産業の空洞化や雇用情勢の改善など、まだまだ抜本的な改革が必要であることは否めません。町政運営につきましても、今後の国、県の動向を注視し、情報収集に努め、選択と集中による施策展開に繋げ、希望に満ちた活気ある地域の再建を目指さなければなりません。

極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえながら、必要な投資を見誤ることなく、適正かつ的確に行財政の運営を行っていく所在です。

今後も、絆、健康、活性化を主に、教育、環境、危機管理を加えた施策を重点的に取り組み、だれもが安心して暮らせるまち「ふるさと玉城町」を全国に誇れる素晴らしいまちとして更に発展させていくことを目指してまいります。

具体的な施策につきましては、各会計において提案説明で申し上げます。

議員みな様の一層のご理解とご協力を心からお願いし、平成25年第1回定例会開会の挨拶とさせていただきます。

会議録署名議員の指名

○議長（風口 尚）これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手許に配布のとおりであります。日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

12番 小林 豊 君 13番 小林 一則 君

の2名を指名いたします。

会期の決定

○議長（風口 尚）次に、日程第2 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。今期定例会の会期は、本日から3月21日までの11日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から3月21日までの11日間と決定致しました。なお、会期中の会議予定につきましては、先日配布致しました会期日程案のとおりでありますのでご了承願います。

諸報告

○議長（風口 尚）次に、日程第3 諸報告を致します。

報告 第1号 監査委員から平成24年11月分ないし平成25年1月分に関する例月

出納検査の結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手許に配布いたしましたので了承願います。以上で、諸報告を終わります。

議案の上程

○議長（風口 尚）次に、日程第4 議案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）議案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

玉城町固定資産評価審査委員会委員として、下村 久氏、上田登美夫氏、松尾昭彦氏をそれぞれ選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。なお、補足は省略させていただきます。

よろしく、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）提案理由の説明は終わりました。

お諮り致します。

本案については、選任することに同意いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（風口 尚）次に日程第5 議案第2号 工事請負契約の締結についてを議題と致します。町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）議案第2号 工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

この度の工事請負契約の締結につきましては、農林水産省の農業体質強化基盤整備促進事業補助金を受け、勝田3号幹線排水路の更新整備をいたすものであります。

去る3月4日、一般競争入札を執行した結果、有限会社竜川組と請負代金5千189万1千円（内消費税247万1千円）で請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては産業振興課長から説明いたさせます。

○議長（風口 尚）産業振興課長 田間宏紀君

○産業振興課長（田間 宏紀）

それでは議案第2号 工事請負契約の締結につきまして補足説明を申し上げます。

議案書の次ページ資料に基づき説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

まず、1 工事名称 農業体質強化基盤整備促進事業 勝田3号幹線排水路改修工事、
2 工事場所は玉城町勝田地内、3 工期は 契約の日から平成26年1月31日、
4 入札月日は平成25年3月4日でございます。入札は一般競争入札におきまして業者11社の参加により実施いたしました。

5 落札業者は 度会郡玉城町田宮寺246番地2 有限会社竜川組 代表取締役
竜川 望 氏であります。

6 請負金額は 消費税を含め5千189万1千円であります。

7 設計金額は 消費税を含め7千13万6千850円で設計金額に対します請負比率は
74.0%でございます。また、制限価格は消費税を含め5千189万1千円と設定いたしました。

9 工事の概要につきましては、排水路改修工で、排水路延長588.86mで、位置といたしましては、次ページの図面にあるますように、町道田丸宮古線の東側農業用排水路で田丸大橋信号交差点から浜塚団地へ至る南北588mでございます。

工法といたしましては、次ページの標準断面図にありますように左右独立したL型プレキャスト水路を底部コンクリートで結合するもので、水路側面の高さは左岸町道側が高さ1.2m、右岸農道側は高さ1mのものを使用し、水路幅員は1.9mで施工いたします。

また、町道が交差する橋梁部分2箇所については、今回の工事の対象外とし、下流部の既設ボックスカルバートへの取り付け部分の現場打ち水路延長を2mを施工いたします。

入札結果につきましては、資料項目10番の一覧表に記載のとおりでございます。

以上補足説明とさせていただきます。宜しくお願ひいたします。

○議長（風口 尚）以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑・討論・採決を行います。

まず、はじめに質疑を行います。

御発言は、ありませんか。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

以上で 討論を終結いたします。

これより、本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決する事に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 議案第3号 玉城町入学祝金支給条例の制定について、ないし日程第9 議案第6号 玉城町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを一括議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

○町長（辻村 修一）議案第3号 玉城町入学祝金支給条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、入学児童を有するひとり親家庭等に対し、入学祝金を支給することにより、当該児童の成長を祝福し、もって福祉の増進を図るため、条例を制定しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明いたさせます。

次に、議案第4号 玉城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（いわゆる地域主権一括法 以下「地域主権一括法」とさせていただきます。）の施行に伴い、介護保険法が一部改正され、これまで厚生労働省令で定められてきた基準等について、町条例で定める必要が生じたため、制定するものであります。

なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明いたさせます。

議案第5号 玉城町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案につきましても地域主権一括法の施行に伴い、介護保険法が一部改正され、これまで厚生労働省令で定められてきた基準等について、町条例で定める必要が生じたため、制定するものであります。

なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明いたさせます。

議案第6号 玉城町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布されたことに伴い、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた場合、町に対策本部を設置する必要が生じたため、条例を制定しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明いたさせます。

以上、条例制定4件について、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）生活福祉課長 中村元紀君

○生活福祉課長（中村 元紀）それでは、議案第3号 玉城町入学祝金支給条例の制定について補足説明を申し上げます。条例制定等議案の3ページをお開きください。

第1条では目的として、入学児童を有するひとり親家庭等、又は身体および知的障害をお持ちお子さまの父母等に対して入学祝い金を支給し、当該児童の成長を祝福し、福祉の増進を図ることを目的としています。

第2条では、ひとり親家庭、ひとり親家庭に準ずる家庭、身体障害児、知的障害児の用語の定義を定めています。

第3条では支給要件を規則で定める日（4月1日）、現在玉城町に住所を有し、小学校、中学校、高等学校等に入学する児童を対象としています。

第4条では、祝い金の額を児童一人につき1万円と定めてございます。

第5条では、祝い金の申請、および認定について定めてございます。

申請期間は、規則で4月1日から5月31日までの2か月間ということで定めてございます。

第6条では、祝い金の支給を認定後遅延なく支払うと定めてございます。

第7条では、認定に関する調査の内容を、第8条では、支給を受ける権利の譲渡を禁止しています。

第9条では、不正に祝い金の支給を受けた場合に返還させることができるとしています。

第10条では、施行に関し必要な事項は規則で定めるとしています。

附則において、この条例の施行期日を平成25年4月1日と定めています。

次に、議案第4号 玉城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について補足説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において介護保険法が改正され、これまで厚生労働省令で定められていた指定地域密着型サービス等の人員、設備及び運営に関する基準について市町村が条例で定めることになったことに伴い、条例を制定するものであります。

地域の実情に応じて基準の緩和や、強化することができるようになったところですが、今回定める基準につきましては、厚生労働省令で定めた基準を変更することなく使ってございます。

本条例は、9ページから115ページに亘るもので100ページ以上あります

ので、要点及び 1 施設のみ説明とさせていただき、他の施設及び詳細については、後刻ご高覧賜りたいと存じます。

それでは、P10、下段、第 1 章 総則では、第 1 条において、本条例の制定の趣旨を、介護保険法に基づき、指定密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとしています。

第 2 条では、サービス事業者、サービス、利用料、費用の基準額、常勤の換算方法等の用語の定義を定めてございます。

第 3 条では、指定地域密着型サービス事業の一般原則を定めています。

法人であること、利用者の意思、人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスに努めること。地域との結びつきを重視し、関係機関、類似事業者と連携に努めることを定めてございます。

第 2 章におきましては、定期巡回・随時対応型、訪問看護の事業について定めています。

第 1 節、基本方針等では、第 4 条で基本方針を利用者の尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことのできるように援助し、心身機能の維持回復を目指すものとしています。

12 ページの第 5 条で提供するサービスを、定期巡回サービス、臨時対応サービス、随時訪問サービス、訪問看護サービスと定めています。

第 2 節、人員に関する基準を第 6 条で従業員の数を 12 項に亘って定めています。

ページが少し飛びますが P16 お願いします。第 7 条では管理者について、事業所ごとに常勤の管理者を置くことを定めてございます。

第 3 節設備に関する基準を第 8 条で、専用の区画、設備及び備品などを定めています。

17 ページ第 4 節 運営に関する基準を定めてございます。

第 9 条で、内容及び手続の説明及び同意について、18 ページ、第 10 条で、提供拒否の禁止を、第 11 条でサービス提供困難時の対応を、第 12 条で受給資格等の確認を、第 13 条で要介護認定の申請に係る援助、第 14 条で心身状況等の把握について、以下同様に第 42 条までにおいて、事業者等との連携、サービス提供の記録、利用料等の受領、主治医との関係、緊急時等の対応、運営規程、衛生管理、秘密の保持、苦情処理、記録の整備などを定めてございます。

30 ページをお開き願います。下段、第 5 節では、人員及び運営に関する基準の特例を定めてございます。

9 ページにお戻りいただきまして、目次の方で説明させていただきたいと思っております。

先ほど第2章 定期巡回・臨時対応型訪問看護事業について説明をさせていただきました。

第3章におきましては、夜間対応型訪問介護について31ページ以降に定めています。

第1節、基本方針等を第45条46条に、第2節、人員に関する基準を47条48条に、第3節、設備に関する基準を第49条で定めてございます。第4節、運営に関する基準を第50条から第59条で定めてございます。

次に、第4章といたしまして、認知症対応型通所介護について、それぞれ基本方針、人員及び設備に関する基準、運営に関する基準を定めてございます。

第5章として、小規模多機能型居宅介護について、同様に、基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準を定めてございます。

第6章といたしまして、認知症対応型共同生活介護について、同様に定めてございます。

第7章につきましては、地域密着型特定施設入居者生活介護について、定めてございます。

第8章につきましては、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について、定めてございます。

第9章につきましては、複合型サービスについて定めてございます。

最後に114ページをお開きください。

114ページ下段に、附則といたしまして、この条例の施行期日を平成25年4月1日からと定めさせていただきます。第2条に、この条例の施行日までになされた手続等は、この条例の規定によってなされたものとみなす。という経過措置を定めてございます。

以上、省略した部分が多くありましたが、補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第5号 玉城町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について補足説明をさせていただきます。

119ページをお願いいたします。こちらは目次となっておりますので、先ほどと同様に説明をさせていただきます。

P120 第1章 総則においては、第1条で趣旨を、第2条で用語の定義を、第3条で一般原則を定めたものでございます。

第2章では、介護予防認知症対応型通所介護の第1節で、基本方針、第2節で人員及び設備に関する基準、第3節 運営に関する基準、第4節で介護予防のための効果的な

支援の方法に関する基準を定めてございます。

同様に、第3章 介護予防、小規模多機能型、居宅介護に関する基本方針、第4章 介護予防、認知症対応型、共同生活介護について定めてございます。

P164 ページに附則として、この条例の施行期日を平成 25 年 4 月 1 日と定めてございます。

第2条に前議案同様の経過措置を定めています。

次に議案第6条 玉城町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についての補足説明をさせていただきます。新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延の恐れのある新型感染症に対する対策の強化をはかり、国民の生命および、健康を保護し、国民生活、国民経済に及ぼす影響を最小にするため国は新型インフルエンザ等対策特別措置法を制定いたしました。その制定に伴い病原性の高い新型インフルエンザ等に対して町民の生命及び、健康の保持を目的として、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するため本条例を制定するものでございます。なお、新型インフルエンザ等対策を円滑に行うための行動計画につきましては、本条例の制定後、国及び三重県の行動計画に基づき策定をいたすものでございます。現段階では行動計画の方は作成致しておりません。

それでは、条文に沿って説明させていただきます。

第1条では、目的を、新型インフルエンザ等対策特別措置法第26条の規定に基づき、玉城町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることを目的としてございます。

第2条では、組織について、対策本部に本部長、副本部長、本部員のほか、必要な職員を置くことができると定めてございます。

なお、法第35条では、町対策本部の長は、町長をもって充てるとしていません。

また、法の中に本部員には、副町長、教育長、消防団長のほか、職員のうちから任命し充てるとしてございます。

副本部長には、本部員の中から町長が指名するとしてございます。

第3条では、会議について、本部長が情報交換及び連絡調整を円滑に行うために必要に応じて招集するとし、国の職員、その他町職員以外のものに意見を求めることができると定めています。

第4条では、部について、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができると定めてございます。

部に属する本部員は、本部長が指名し、その中に部長を置き、部の事務を掌理させるものとしています。

第5条では、雑則として、各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定めるとしていません。

附則といたしまして、本条例の施行日を法の施行の日からとしています。

新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成 24 年 5 月 11 日に公布され、1 年超えない範囲で政令で定める日とされています。この日につきましては、決まり次第ご報告させていただきたいと思っております。

以上、条例制定 4 議案についての補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（風口 尚）提案理由の説明は終わりました。

次に 日程第 10 議案第 7 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について、ないし日程第 15 議案第 12 号 玉城町消防団条例の一部改正についてを議題と致します。

町長より 提案理由の説明を求めます。 町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）議案第 7 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、障害者自立支援法の一部改正に伴い、引用する法律の名称及び介護補償に関する規定の改正が必要になったため、関係する条例について所要の改正を行うものであります。

なお、補足は省略させていただきます。

次に、議案第 8 号 玉城町職員及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害見舞金支給に関する条例等の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、町条例の様式中の敬称の表示等の改正と、あわせて字句の整備を行うものであります。

なお、補足は省略させていただきます。

次に、議案第 9 号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、スポーツ推進委員の報酬について、これまで年額報酬及び費用弁償を支払ってきましたが、現状は定期的に各種スポーツ事業の企画運営等を行っていただき、その活動実態に合わせて、年額支給から日額支給へ改正を行うものであります。

なお、補足は省略させていただきます。

次に、議案第 10 号 玉城町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、職員の特殊勤務手当の種類の見直しを行うため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長から説明いたさせます。

次に、議案第 11 号 玉城町敬老祝金支給条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、平成 20 年に本条例を制定後、5 年が経過し、支給対象者の年齢及び祝金の額の見直しを行うため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明いたさせます。

次に、議案第 12 号 玉城町消防団条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、町消防団の分団に属する区域の見直しと、あわせて字句の整備を行うものであります。

なお、補足は省略させていただきます。

以上、条例改正 6 件について、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）総務課長 林 裕紀君

○総務課長（林 裕紀） それでは、議案第 10 号 玉城町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、補足説明をいたします。

今回の改正は町税事務に従事する職員に対して支給している特殊勤務手当を税、料、問わず、庁舎外において滞納事務に従事した職員に支給するものと改めるものでございます。また、広報編集等、広報事務に従事することを任命された職員の特殊勤務手当を併せて廃止するものでございます。以上補足説明とさせていただきます。宜しくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（風口 尚）生活福祉課長 中村元紀君

○生活福祉課長（中村 元紀） では、議案第 11 号 玉城町敬老祝金支給条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

条例制定議案 P187 ページ、及び議案補足説明資料、条例改正等新旧対照表 P14 をご覧ください。

第 2 条各号に定めた 75 歳から 100 歳の 5 歳刻みの年齢を、77 歳、88 歳、99 歳に変更するとともに、第 4 条各号で定めた金額を一人につき 1 万円と改正するものです。

この改正は、一般的に喜寿、米寿、白寿といわれる節目の年齢の時に、敬老の意を表すとともに、家族等で長寿を祝福していただくとするものです。

以上簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

○議長（風口 尚） 次に日程第 16 議案第 13 号 玉城町福祉年金支給条例の廃止についてを議題といたします。町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一） 議案第 13 号 玉城町福祉年金支給条例の廃止について提案理由を申し上げます。

議案第3号で提案いたしました「玉城町入学祝金支給条例」を制定することに伴い、本条例を廃止しようとするものであります。

なお、補足は省略させていただきます。なにとぞ宜しくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）次に、日程第17 議案第14号 三重県市町総合事務組合格約の変更に関する協議について、ないし日程第18 議案第15号 わたらい老人福祉施設組合の共同処理する事務の変更及びわたらい老人福祉施設組合格約の変更に関する協議についてを一括議題と致します。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）議案第14号 三重県市町総合事務組合格約の変更に関する協議について、提案理由を申し上げます。

本議案は、三重県市町総合事務組合が共同処理する事務に伊賀市を加えることについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、補足は省略させていただきます。

次に、議案第15号 わたらい老人福祉施設組合の共同処理する事務の変更及びわたらい老人福祉施設組合格約の変更に関する協議について、提案理由を申し上げます。

本議案は、わたらい老人福祉施設組合の共同処理する事務に「指定居宅介護支援事業所の設置及び管理に関する事務」を追加すること、及びわたらい老人福祉施設組合の規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、補足は省略させていただきます。なにとぞ宜しくお願いを申し上げます。

○議長（風口 尚）次に、日程第19 議案第16号 平成24年度玉城町一般会計補正予算（第5号）ないし日程第28 議案第25号 平成24年度玉城町下水道事業会計補正予算（第3号）を一括議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

○町長（辻村 修一）議案第16号 平成24年度玉城町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末を迎え各事業において精査を行ったもので、歳入歳出予算から1千960万3千円を減額し、予算総額を52億9千139万7千円とするものであります。

歳入の主なものといたしまして、町税では、法人税割の実績を見込み増額、固定資産

税の償却資産では、事業所の更正申告等により減額しております。

民生費国庫補助金では、外城田保育所の太陽光発電設備設置工事の入札結果を受け、減額しております。

土木費国庫補助金では、防災・安全対策の充実のため、路面性状調査を行うための防災安全交付金を新規に計上しております。

民生費県補助金では、放課後児童クラブ活動事業県補助金を増額しております。これは、下外城田小学校の校舎内に新設された、つつじが丘児童クラブの設置に伴うものです。

農林費県補助金では、震災対策農業水利施設整備事業県補助金を新規に計上しております。これは、ため池の耐震性点検・調査とハザードマップを作成するためのものです。

寄附金では、全国から予想を上回るふるさと応援寄附金をいただいたため、増額しております。大変ありがたく思っております。

繰入金では、予算の手立てができたことから財政調整基金及び町債管理基金からの繰入金を減額しております。

次に歳出の主なものについて、説明させていただきます。

総務費では、訴訟対応と不当要求等に対する対策強化のため、顧問弁護士報酬費を新規に計上しております。

財産管理費では、予算の余剰金を公債費の償還に充てるため、基金に積み立てをいたしております。

民生費、福祉・保健施設費では、ふれあいホールの音響設備を更新するための経費を計上しております。

児童福祉費では、外城田保育所太陽光発電設備設置工事の入札結果を受け精査をいたすものであります。

衛生費では、検診率向上に向け取組みをいたしました結果、委託料を増額しております。

農林水産費では、歳入でも説明をいたしました、耐震ため池調査委託料を、負担金補助及び交付金では、県営事業の緊急経済対策分を計上しております。

商工費では、ふるさと納税に伴う御礼の特産品経費を計上しております。

土木費では、路面性状調査経費を新規に計上しております。

また、事業の進捗、予算の配当時期等の関係から、やむを得ず翌年度に繰り越すため、繰越明許費を設定しております。

なお、詳細は、副町長から説明いたさせます。

次に、議案第 17 号 平成 24 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1千355万8千円を減額し、予算総額を16億687万5千円とするものであります。

歳入の主なものといたしまして、国庫支出金の減額、療養給付費交付金の増額、並びに県支出金、共同事業交付金の減額などであります。

歳出におきましては、保険給付費の高額療養費への組替え、共同事業拠出金の減額、予備費の増額が主なものであります。

なお、詳細は、生活福祉課長から説明いたさせます。

次に、議案第18号 平成24年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末を控え決算見込みにより、各科目において過不足を調整するもので、歳入歳出それぞれ59万3千円を増額し、予算総額を5千197万6千円とするものであります。

なお、詳細は、産業振興課長から説明いたさせます。

次に、議案第19号 平成24年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末を控え決算見込みにより、各科目において過不足を調整するもので、歳入歳出それぞれ79万2千円を減額し、予算総額を5千742万4千円とするものであります。

なお、詳細は、上下水道課長から説明いたさせます。

次に、議案第20号 平成24年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、保険給付費の増額に伴い国県支出金等の精査を行いました。収入が不足するため、介護給付費準備基金から900万円を繰入れ、歳入歳出それぞれ2千650万2千円を追加し、予算総額を10億8千719万7千円とするものであります。

なお、詳細は、生活福祉課長から説明いたさせます。

次に、議案第21号 平成24年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、広域連合の納付金の精算による減額が主なもので、歳入歳出それぞれ216万2千円を減額し、予算総額を2億2千226万8千円とするものであります。

なお、詳細は、生活福祉課長から説明いたさせます。

次に、議案第22号 平成24年度玉城町病院事業会計補正予算（第2号）について、

提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、事業実績をもとに精査をいたし、業務予定量及び予算の調整を行うもので、収益的収支において、収入で7千36万2千円を増額し6億4千964万4千円に、支出で1千685万円を減額し6億6千435万5千円とするものであります。

なお、詳細は、病院老健事務局長から説明いたさせます。

次に、議案第23号 平成24年度玉城町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、事業実績をもとに精査をいたし、業務予定量及び予算の調整を行うもので、収益的収支において、収入で531万9千円を減額し3億1千174万9千円に、支出で221万8千円を減額し2億6千649万7千円とするものであります。

また、資本的収支においては、収入で565万2千円を減額し、1千926万8千円に、支出で773万3千円を減額し1億3千132万5千円とするものであります。

なお、詳細は、上下水道課長補佐から説明いたさせます。

次に、議案第24号 平成24年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、事業実績をもとに精査をいたし、業務予定量及び予算の調整を行うもので、収益的収支において、収入で1千84万5千円を減額し3億6千654万1千円に、支出で1千559万4千円を減額し3億8千136万2千円とするものであります。

なお、詳細は、病院老健事務局長から説明いたさせます。

次に、議案第25号 平成24年度玉城町下水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、事業実績をもとに精査をいたし、業務予定量及び予算の調整を行うもので、収益的収支において、収入で481万4千円を減額し8千200万9千円に、支出で598万円を減額し1億4千295万9千円とするものであります。

また、資本的収支においては、収入支出それぞれ760万8千円を減額し、6億5千932万3千円とするものであります。

なお、詳細は、上下水道課長から説明いたさせます。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）提案理由の途中でありますが、ここで10分間の休憩をいたします。
（午前 9時54分 休憩）
（午前10時05分 再開）

○議長（風口 尚）休憩前に引き続き、提案理由の説明を続けます。

副町長 中郷 徹君

○副町長（中郷 徹）議案第 16 号 平成 24 年度玉城町一般会計補正予算（第 5 号）について補足説明を申し上げます。 予算書に添ってご説明いたします。

（予算書朗読方々説明する。）

○議長（風口 尚）生活福祉課長 中村元紀君

○生活福祉課長（中村 元紀）それでは所管いたします 3 議案について補足説明をさせていただきます。まず、議案第 17 号 平成 24 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について、補足説明を申し上げます

（予算書朗読方々説明する。）

続きまして、議案第 20 号 平成 24 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する。）

続きまして、議案第 21 号 平成 24 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する。）

○議長（風口 尚）産業振興課長 田間宏紀君

○産業振興課長（田間 宏紀）それでは所管いたします議案第 18 号 平成 24 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 1 号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する。）

○議長（風口 尚）上下水道課長補佐 山口 勝君

○上下水道課長補佐（山口 勝）それでは所管いたします 3 議案につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、議案第 19 号 平成 24 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する。）

次に、議案第 23 号 平成 24 年度玉城町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する。）

次に、議案第 25 号 平成 24 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について、

提案理由を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する。)

○議長(風口 尚) 病院老健事務局長 田村 優君

○病院老健事務局長(田村 優) それでは所管いたします2議案の補足説明をさせていただきます。

それでは、議案第22号 平成24年度玉城町病院事業会計補正予算(第2号)について、補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する。)

次に、議案第24号 平成24年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)について、補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する。)

○議長(風口 尚) 提案理由の説明は終わりました。次に日程第29 議案第26号 平成25年度玉城町一般会計予算ないし日程第39 議案第36号 平成25年度玉城町下水道事業会計予算を一括議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長(辻村 修一) 議案第26号 平成25年度玉城町一般会計予算について、提案理由を申し上げます。

平成25年度一般会計予算は、歳入歳出予算総額を61億8千400万円とし、前年度と比較いたしまして、金額で13億400万円、率にしまして26.7%の増となっております。予算総額が大幅に増えた要因としましては、国営宮川用水第二期地区事業の償還金によるものであります。

本年度におきましても厳しい情勢の中、自立型の行財政運営を行うため、行政の事務事業の見直しを行い、経費節約に努めてまいります。

第5次総合計画および行財政課改革プランの3年目を迎え、引き続き行財政改革を進めていくとともに、玉城町にかかわるすべての人々が、まちづくりの意識を高め、共に協力し、自らが主体となって考え行動する「住民自治」の実現を目指し、協働のまちづくりを推進します。その核となる住民同士の絆づくりに関しましては、自治区などの地縁組織等が主体的に活動をしていけるよう補助金、助成金制度を継続してまいります。また、住民同志の絆づくりを推進し、自治区の活性化を進めるため、地域担当職員により自治区への支援を行ってまいります。

健康づくり事業に関しましては、生涯を通じ健康でいられるように住民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう、運動習慣や食生活の改善について考える機会をつくり、健康づくりに関する意識啓発に努めるとともに、町民の行動変容の促進に努め

てまいります。また、健康しあわせ委員をはじめ健康づくりや食育に関心を持つ人材の育成にも努めてまいります。

地域の活性化につきましては、式年遷宮、熊野古道世界遺産登録10周年の機会をとらえ、南部地域活性化基金事業を活用したサニーロード誘客促進事業等に取り組み、地域の活性化につなげてまいります。

予算編成にあたっては、絆づくり、健康づくり、地域の活性化の3Kを重点施策に掲げ、予算を重点的に配分いたしました。

それでは、歳入の主なものから説明いたします。

町税は、前年度と比較して2.6%増の19億5千594万1千円で、歳入予算の31.6%を占めております。

地方譲与税・各種交付金は、政権交代により国の地方財政計画が遅れていることから、おおむね昨年と同額の予算を計上しております。

地方交付税につきましても、同様に昨年度と同額を計上しております。

分担金及負担金につきましては、主に保育所の入所児童数の減少に伴い若干の減額をしております。

国庫支出金は、防災・減災対策のための木造住宅耐震診断等事業補助金、快適な教育の環境整備のための外城田小学校講堂の空調整備事業補助金、町道整備の社会資本整備総合交付金等を計上しております。

県支出金は、本年度も重点分野について継続されることとなった緊急雇用創出事業補助金をはじめ、南部地域活性化基金事業補助金を新規に計上しております。

繰入金では、冒頭で説明をいたしました国営宮川用水第二期地区事業の償還金に伴い、財政調整基金及び町債管理基金からの繰入れを予定していることから、前年度と比較して大幅に増額となっております。

諸収入では、国民健康保険特別会計への貸付金償還金をはじめ、放課後児童クラブの利用料、デイサービス施設利用料等を計上しております。

町債では、国営宮川用水第二期地区事業費の償還金に係る事業債のため、前年度比214.0%増の大幅な増額となっております。

続きまして、歳出の主な事業および新規のものにつきまして、説明をいたします。

総務費においては、防災対策のための戸籍副本データ管理システム経費、新公会計制度に伴う公有財産台帳管理システムの整備のほか、田丸駅前への防犯カメラ設置費、参議院議員選挙等の選挙費用を計上しております。

また、協働のまちづくりを一層推進するため、自治区の代表の方を対象としたまちづくり先進地視察経費、自立した行政運営に対応する人材育成のための職員研修経費を計上しております。

民生費においては、社会福祉費で福祉バス・研修バス運行事業委託料、制度の見直しを行う敬老祝金扶助費及び入学祝金扶助費、保育所等への下水道接続費等を計上してお

ります。

衛生費においては、未熟児養育医療費、健康づくり事業にご尽力いただいております健康しあわせ委員の先進地視察経費、がん検診率向上のための補助金を新規に計上しております。また、ごみの減量化を図るため、各小学校への生ごみ処理機購入費を計上しております。

労働費においては、雇用対策に取り組むため緊急雇用創出事業を活用し、福祉・介護サービス人材育成支援事業費、観光情報発信・地域特産品販売促進事業費、森林・里山等保全管理事業費等を計上しております。

農林水産費においては、食料自給力向上対策助成事業交付金をはじめ、農地・水・環境保全向上対策事業費、国営宮川用水第二期地区負担金等を計上しております。

商工費においては、年々増加しております「ふるさと応援寄附金」の報償費のほか、観光による地域の活性化施策として南部地域活性化事業及びイベント等経費を計上しております。

土木費においては、JR推進事業工事費、原・積良地区の下水道事業関連の側溝改修工事費、社会資本整備総合交付金事業の町道中楽朝久田線及び小社岩出線道路改良工事費等を計上しております。また、外城田地区に防火貯水槽を設置するための予算も計上しております。

消防費においては、地域防災計画の見直しに係る経費、地域の防災・減災活動を主体的に行う人財を育成するための事業費等を計上しております。

教育費においては、外城田小学校及び下外城田小学校講堂の空調防音工事に係る経費をはじめ、村山龍平記念館 30 周年記念行事経費、田丸城跡石垣修復工事に係る経費等を計上しております。

なお、詳細につきましては、副町長から説明いたさせます。

次に議案第 27 号 平成 25 年度玉城町国民健康保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

平成 22 年度の医療費は対前年比 5.1%の増加、平成 23 年度は、5.4%増加しましたが、平成 24 年度の医療費の伸びは若干減少傾向の約 2%を予測しております。

平成 24 年度は、特定健診とガン検診と併せた総合検診を実施し、特定健診・ガン検診ともに受診率が向上しました。平成 25 年度はさらに総合検診の実施日数を増やし、健保協会との連携を行い、町民全体の受診率の向上に努めるとともに、特定保健指導に積極的に取り組み、医療費の適正化に努めてまいります。

さて、平成 25 年度の予算につきましては、歳入歳出予算総額を 16 億 3 千 479 万 3 千円とし、前年度当初予算と比較いたしまして、5.3%の増となっております。これは、主に保険給付費の増によるものであります。

なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明いたさせます。

議案第 28 号 平成 25 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

平成 25 年度の予算につきましては、歳入歳出予算総額を 114 万 3 千円とし、前年度当初予算と比較いたしまして、46.3%の減となっております。

この内容につきましては、歳出で地方債元金償還金と地方債利子償還金の合計額 98 万 4 千円の減額によるものであります。歳入につきましては、貸付金元利収入の減額が主なもので、これは償還対象者の人数減少によるものであります。

なお、補足は省略させていただきます。

議案第 29 号 平成 25 年度玉城町山村振興事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

平成 25 年度の予算につきましては、アスパア玉城の管理運営に関する事業予算として、歳入歳出予算総額を 5 千 84 万 9 千円とし、前年度当初予算と比較いたしまして、1.0%の減となっております。

引き続きアスパア玉城全体を集客交流振興施設、地域福祉施設としてご利用いただけるよう創意工夫を凝らし、サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては、産業振興課長から説明いたさせます。

議案第 30 号 平成 25 年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

平成 25 年度の予算につきましては、歳入歳出予算総額を 6 千 411 万 7 千円とし、前年度当初予算と比較いたしまして、11.4%の増となり、主に施設の維持管理に要する経費、公債費を計上しております。

なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明いたさせます。

次に、議案第 31 号 平成 25 年度玉城町介護保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

平成 25 年度は、第 5 期介護保険事業計画の 2 年目であり、事業計画に基づき介護予防事業に積極的に取り組み、給付費の適正化に努めてまいります。

平成 25 年度の予算につきましては、歳入歳出予算総額を 11 億 1 千 803 万 7 千円とし、前年度当初予算と比較いたしまして、6.2%の増となり、介護サービスに必要な諸経費を計上しております。

なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明いたさせます。

次に、議案第 32 号 平成 25 年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算について、提案

理由を申し上げます。

平成 25 年度の予算につきましては、歳入歳出予算総額を 2 億 2 千 159 万 3 千円とし、前年度当初予算と比較いたしまして、0.6%の減となり、後期高齢者医療広域連合納付金及びこれに関連する事務費等を計上しております。

なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明いたさせます。

次に、議案第 33 号 平成 25 年度玉城町病院事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

自治体病院を取り巻く医療行政の中での病院経営は極めて厳しく、少子高齢化が進み、常勤医師、看護師の減少、財政基盤も決して強くない地域にあって自治体病院を運営することは決して容易なことではありません。

そのような中、当院は、保健・福祉・介護の拠点施設として、関係機関と連携し、特に高齢化社会に対応した「地域包括医療・ケア」治療のみならず健康づくりなどの保健サービス、在宅ケア、リハビリテーション、福祉介護サービスを総合的・一体的に展開する医療ケアを実践しているところであります。

本泉院長の下、職員一同一体となり、患者サービスの向上に努めるとともに、さらなる効率化、健全経営に努めてまいりたいと考えております。

さて、平成 25 年度の予算につきましては、業務の予定量として、外来患者総数は、1 日 117.0 人、年間延べ 28,548 人を予定し、また、入院患者数につきましては、一般病床・療養病床合わせまして年間延べ患者数を 16,425 人、病床利用率 90%を見込み、収益的収入及び支出に所要の経費を計上しております。

資本的収支につきましては、収入で 1 千 822 万 3 千円を見込み、支出では、企業債元金償還金を主なものとして 2 千 775 万 2 千円を計上し、不足する額 952 万 9 千円は過年度分損益勘定留保資金で補填いたすものでございます。

なお、詳細につきましては、病院老健事務局長から説明いたさせます。

次に、議案第 34 号 平成 25 年度玉城町水道事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

水道は、日常生活や社会経済活動を支える重要な役割を果たしておりますが、生活様式の変化などにより水道に対する需用も変化してきております。

このような状況の中、下水道事業の管渠工事に伴う配水管移設工事を予定し、より安心より安全な飲料水の提供に努めてまいります。

さて、平成 25 年度の予算につきましては、業務の予定量として、給水件数 5 千 870 件、年間給水量 211 万 9 千 500 立方メートルを見込み、収益的収入及び支出に所要の経費を計上しております。

資本的収支につきましては、収入で 1 億 334 万 5 千円を見込み、支出では、配水管移

設工事費等の建設改良費を主なものとして3億7千459万4千円を計上し、資本的収入が資本的支出に対し不足する額、2億7千124万9千円につきましては、繰越利益剰余金、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明いたさせます。

議案第35号 平成25年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

この事業におきましては、先の病院事業にて申しあげました「地域包括医療ケア」における介護・在宅サービス部門であり、住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることが出来るよう取り組み、そして、住民の皆さんに必要とされる施設となるようサービスの向上と職員の研鑽を深め、年間を通じて経営の安定化に努めてまいります。

さて、平成25年度の予算につきましては、業務の予定量として、短期を含む施設利用者を年間1万8千68人、通所リハビリ利用者年間5千554人、訪問看護利用者年間3千416人、訪問介護利用者年間5千968人、居宅介護支援利用者年間2千100人を見込み、収益的収入及び支出に所要の経費を計上しております。

資本的収支につきましては、収入で968万9千円を見込み、支出では、企業債元金償還金を主なものとして2千221万5千円を計上し、資本的収入が資本的支出に対し不足する額、1千252万6千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填いたすものでございます。

なお、詳細につきましては、病院老健事務局長から説明いたさせます。

議案第36号 平成25年度玉城町下水道事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

下水道は、生活環境の改善、公共水域の水質保全に必要な不可欠な生活基盤の根幹を支える重要な施設であります。

本年度は、供用開始の区域が大幅に拡大される予定であり、さらに未着手の区域の調査、実施設計を始め、工事の着工を順次進めていきたいと考えております。

さて、平成25年度の予算につきましては、業務の予定量として、排水戸数1千890戸、年間総排水量54万5千立方メートルを見込み、収益的収入及び支出に所要の経費を計上しております。

資本的収支につきましては、宮川流域関連公共下水道事業の建設改良費を主なものとして12億5千304万9千円を計上しております。

なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明いたさせます。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）提案理由の説明の途中ではありますが、ここで10分間の休憩を致し

ます。

(午前 11 時 08 分 休憩)

(午前 11 時 20 分 再開)

○議長(風口 尚) 再開いたします。休憩前に引き続き、提案理由の説明を続けますが、議案第 19 号 平成 24 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号)の補足説明の中で農業集落排水総務費 8 万 1 千円の減額を増額と説明いたしましたので、議長において訂正いたします。ご了承願います。

副町長 中郷 徹君

○副町長(中郷 徹) それでは議案第 26 号 平成 25 年度玉城町一般会計予算について、補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する。)

○議長(風口 尚) 提案理由の説明の途中ではありますが、昼食のため、午後 1 時まで休憩いたします。

(午後 0 時 03 分 休憩)

(午後 1 時 02 分 再開)

○議長(風口 尚) 再開いたします。昼食前に引き続きまして提案理由の説明を続けます。生活福祉課長 中村元紀君

○生活福祉課長(中村 元紀) それでは所管いたします 3 議案につきまして補足説明を申し上げます。

まず、議案第 27 号 平成 25 年度玉城町国民健康保険特別会計予算について、補足説明を申し上げます。予算書に沿って説明申し上げます。

(予算書朗読方々説明する。)

次に、議案第 31 号 平成 25 年度玉城町介護保険特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する。)

次に、議案第 32 号 平成 25 年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する。)

○議長(風口 尚) 産業振興課長 田間宏紀君

○産業振興課長(田間 宏紀) それでは所管いたします議案第 29 号 平成 25 年度玉城町山村振興事業特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する。)

○議長（風口 尚）上下水道課長補佐 山口 勝君

○上下水道課長補佐（山口 勝）それでは所管いたします3議案につきまして補足説明を申し上げます。

まず、議案第30号 平成25年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する。）

次に、議案第34号 平成25年度玉城町水道事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する。）

次に、議案第36号 平成25年度玉城町下水道事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する。）

○議長（風口 尚）病院老健事務局長 田村 優君

○病院老健事務局長（田村 優）それでは所管いたします2議案について補足説明をさせていただきます。

まず、議案第33号 平成25年度玉城町病院事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する。）

次に、議案第35号 平成25年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する。）

○議長（風口 尚）以上で、提案理由の説明は終わりました。これで、本日の日程は、すべて終了いたしました。来る12日は、午前9時から本会議を開き町政一般に関する質問を行いますから、定刻までに ご参集願います。本日は、これを以って散会いたします。

どうも、ご苦労さまでした。

（午後 2時02分 散会）